

之を拒絶し、利(暴カ)回を使用し従事員を弾圧せんとしつゝ、あるは(暴)に狂態を甚しきものにあり。

貴会社が更に頑迷不変態度と悪癖なる手段とを改めざるに於ては、然組合が労働者階級の正義観念の基を断手たる処置と闘争を開始することを通告すると同時に、連合に前非の反省を促すものである。

右決議す。

一九二五年三月七日

日本労働組合 関東東京労働組合連合会 幹事会 (柏手)

議長。天今の報告も承認されませうか。(拍手) 異議なく承認。( )

三、規約改正の件(本部提出)

説明者 松尾直義君

〔理由〕従来本組合の機関は決議成立と大会があり、執行機関として執行委員会があり、そして大会より次期大会まで執行委員会が、臨時協議機関として拡大執行委員会があった。従来、執行委員会には、大会に臨時機関なる専門部の活用も困難であつた。同時に、連合との連絡上、甚だ不便を感じた。故に拡大執行委員会及び本部に於ては、この構成を改り、現存の情勢に當り、臨時機関と規定せんとするものである。

〔変更の要点〕

- 一、執行委員会を拡張したること。
二、執行委員中より若干名の常任委員を選出し、常任執行委員会を組織せしむること。

三、執行委員の分担する各専門部は、重要部門を常任執行委員之に分担し、他は常任にあらざる執行委員中より選出之を分担せしめたること。

四、拡大執行委員会は独立した機関とせず、執行委員会必要と認めたる時、副催出席を以て之をたけを規定したること。

五、拡大執行委員会の構成を各分会の比例に従ふこと。従来は分会の集合同体であつた、この事、実上支部聯合と形違つた。そのために分会と本部との關係が疎隔し、連絡がとれなかつた。

六、今度、支部と一つの機関とし、執行委員会と密接な關係とする事としたこと。議長。質問に入ります。

小林君(北豊島)。第四條、印刷に定むる所

といふ意味は何か。

松尾君。別に定むる申す書といふ意味です。

川口君(目黒)。大会、執行委員会に關すること

は第三節の支部委員会の中に書いたは如何なる理由か。

松尾君。一つ、書かずに三つの機関に關する細則を一括して書いた。

田口君(北豊島)。議事の質問上始め大体の質問として後に逐條答覆すべし。

議長。もう少し質問を続けた方がよいと思ふます。

塩田君(北部)。改正理由の質問を続行したい。

川口君(目黒)。拡大執行委員会の職分如何。

松尾君。執行委員会を拡大したものである。

小林君(北豊島)。拡大執行委員会は大会に責任を負ふか。